

新宿区卓球連盟リーグ戦施行細則

(総 則)

第 1 条

本連盟の主催するリーグ戦はこの規則により施行する。

第 2 条

競技は、日本卓球協会制定現行「日本卓球ルール」同ルール細則によって行う。ただし、リーグ戦の順位に関しては、規則第 2 1 条によるものとする。

(チーム構成の制限ならびに編成基準)

第 3 条

1. 同一団体が 2 チーム以上編成する場合も各チーム新宿区在住在勤が 2 名以上含まれていること。
2. 前項のチーム編成に外国籍の選手は新宿区民（在住在勤）以外 1 名限りとする。

第 4 条

1. 同一団体が 2 チーム以上出場するときは、選手登録後、前後期リーグ戦締め切り日までに、第 3 条の条件を満たした上で、技倆の順に上位より A、B、C として編成し申し込みをしなければならない。
2. 当連盟において、その編成を変える事はできない。

第 5 条

1. 1 チームの出場選手定数、および編成ならびにその勝敗を次のとおり定める。
男女とも登録選手の定数は定めない
5 点編成（1 番複・他は単）の 3 点先取法
2. 新宿区在住在勤者は各試合に 2 名以上がオーダー用紙に記載されること。
3. 1 チーム 3 名以下又は在住在勤者が 2 名に充たないチームの試合は試合成績表、同報告書に記載されないものとする。
4. オーダーの編成については、第 5 条に定めるほか、次によるものとし、誤って提出したときは、基準に合っていない最初の試合をストレート負けとし試合を進める。

(1) 単の場合は同一の選手が再度単に出場することは出来ない。

【補足 1】4 番 5 番に同一選手名が記載された場合マッチカウント 0-1 から始め 4 番で終了する

【補足 2】その他のケースは 2 番を負けとし試合を行う

(2) 単と複の重複は差し支えない。ただし、1 番のダブルスに出場した選手は 2 番に出場することは出来ない。

【補足 3】1 番 2 番に同じ選手名が記載された場合は基準に合っていない最初の 2 番を負けとし試合を行う

(リーグ戦出場選手の資格制限)

第 6 条

前期・後期共登録したメンバーで編成し、期日までに申し込みをして、出場すること。

試合当日の変更は認めない。

追加登録は本連盟が公示した期日、公示がない場合は、前期後期の申し込み締め切り時点までに行うこと。

第 7 条

代表者が競技に出場する場合は、予め選手として登録されてなければならない。

第 8 条

チーム会員で女子のみによる単独チームの編成ならびにその登録が出来ないため、男子とともにチーム会員として登録（但し 3 名以内）をしてある場合はリーグ戦の種目に女子を補充してチーム編成して出場しても差し支えない。

（注）男子が女子の試合には出場出来ない。

第 9 条

1. 登録選手は前期リーグ戦のエントリーは 1 回とする。
2. 登録選手は後期リーグ戦のエントリーは 1 回とする。

【補足 1】 前期リーグ戦が複数日にわたり開催された場合、エントリー（申込み）をして試合当日欠席した登録選手も参加とみなし、以後の前期リーグ戦期間内のエントリーは出来ない。

【補足 2】 後期リーグ戦が複数日にわたり開催された場合、エントリー（申込み）をして試合当日欠席した登録選手も参加とみなし、以後の後期リーグ戦期間内のエントリーは出来ない。

第 10 条

1. 第 6 条より第 9 条までに規定する以外の選手が出場した場合
 2. 出場資格の有る選手の名前を偽り出場した場合
 3. 登録選手以外の出場があった場合（旧姓を記載した場合も含む）
- 上記に該当した当該チームの戦績はストレート敗を記録されるものとする。

第 11 条

1. 加盟チーム会員の各種別における所属部は、大会運営部において決定し発表する。
2. 各部のブロック内のチーム数については別に定める。なお新規加盟チームが増加したときは、最下部のブロック数はその都度順次増加するものとする。

第 12 条

新規登録チームは種別の最下部に所属する。

チーム名の変更も新規登録チームとして最下部に所属する。

第 13 条

前期に 1 組登録して、今期 A、B 等 2 組以上登録する場合は、A 組のみを元の所属にすえおき、B 組以下は当該の種別の最下部に所属する。

第 14 条

前々期およびその以前に 2 組以上登録し（例えば A 組は 1 部、B 組は 2 部等）前期には、1 組登録して、今期再び A、B 等 2 組以上を登録したときも、前期登録以外のチームについては前条に準ずる。

第 15 条

前期に A、B 2 組以上登録し、今期は 1 組のみ登録の場合は、A 組の所属に入るものとする。

第 16 条

各ブロックのリーグ戦において最上位のチームは次期より昇部する。

第 17 条

1. リーグ戦に参加申し込みをしないチームは、次期には降部する。
2. リーグ戦当日棄権したチームは、定数不足により棄権とされたチームおよび出場選手の資格制限に抵触したチームについても前項に準ずる。
3. 戦績最下位チームは、原則として降部するものとする。ただし、第 17 条 1 項 2 項により男女 1 部 5 チーム、2 部 10 チーム、3 部～5 部 20 チームを下回った場合は、各ブロック最下位チームから勝率計算上位のチームを降部させない

第 18 条

各部の増減、退会、棄権等の事由により、第 17 条の規定にかかわらず、成績順に昇部させ、または降部させない場合もある。

（リーグ戦の施行）

第 19 条

1. リーグ戦は年 2 回施行する。
2. リーグ戦の出場選手はゼッケン（卓球連盟配布）を着用のこと
3. リーグ戦の日程は年間予定表で通知する。
4. 組み合わせは締め切り期日までに申し込みのあったチームについて所属部別に行う。
5. 前項の組み合わせ表において、各ブロックに当番チームを指名する。
当番指名チームは、当該ブロックにおけるリーグ戦の運営、戦績記録等の報告をするものとする。

第 20 条

1. 予め定めた試合開始時間までに来場しないとき、または出場選手が定数に充たない時は、そのチームを棄権と見なす。
2. オーダーは試合前に交換し、その後いかなる理由があっても、これを変更することは出来ない。
3. 各試合共、全ての選手が整列し開始する事。
4. 出場選手が定数であっても、怪我などにより試合ができなくなった選手がいるチームはオーダー交換前に、審判長・対戦チームの代表者にその旨を申告する事。その選手は 2 番に記入しストレート負けとする。
同様の選手が 2 名以上になったチームは試合を行わず、棄権扱とする。

5. ブロック内では全チーム同様の試合を行う事。途中棄権、失格等が生じた場合は全棄権として扱う

(成績の判定基準)

第 2 1 条

リーグ戦の成績は次により順位を決定する。

- (1) 試合得点を勝ち 2 点、負け 1 点、棄権 0 点とし最多試合得点のチームを優勝とする。
- (2) 2 チーム以上の勝敗同一チームがあった場合は、2 チーム同率の場合は対戦間の勝ちチームが上位とし、3 チーム同率の場合は 3 チーム間の勝率計算による。
- (3) 試合成績はポイント数まで記入すること。

(実施報告)

第 2 2 条

- 1. 登録料金・参加料金額は開催通知に公表される。なお、当日不参加または遅刻および定数不足等により棄権となったチームについては即納の参加料の返還はしない。

【2023 年 1 月 1 日 改 訂 】